

公立大学法人宮崎公立大学物品検収要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮崎公立大会計規程（平成19年規程第3号）第46条の規定により、公立大学法人宮崎公立大学（以下「本学」という。）が取り扱う、本学研究費および公募型の競争的資金等により購入する備品、少額備品、消耗品（以下「物品」という。）および特殊な役務に関する検収業務を適正に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、企画総務課に検収班を設置する。

2 検収班は次に掲げる班員をもって組織する。ただし、物品および特殊な役務の発注業務を行う者については含めてはならないものとする。

(1) 企画総務課長

(2) 企画総務課員のうちから企画総務課長が指名する者3名

3 検収班に、班長を置き、企画総務課長をもって充てる。

(物品の検収)

第3条 検収班は、購入した物品が納品されたときに次の業務を行う。

(1) 発注書またはそれに相当する書類と納品書に基づき、現品を確認すること。

(2) 納品書へ検収印を押印すること。

(3) 検査の結果について、必要に応じて班長に報告すること。

(4) その他班長の指示に基づき、物品の検収業務に関し必要な事務を行うこと。

(特殊な役務に関する検収)

第4条 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検などの特殊な役務に関する検収については、前条の規定に加え、次の通り実効性のある検収を実施する。

(1) 有形の成果物がある場合、成果物および完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ抽出による事後確認などを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する検収班員が確認する。ただし、検収班員にこれらの知識を有する者がいない場合は、複数の検収班員による確認をもってこれに代えることができる。

(2) 成果物がない機器の保守・点検などを行う場合、検収班員が立ち会い等による現場確認を行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、物品および特殊な役務の検収業務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年9月23日から施行する。